

## 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：都市計画費 目：建築指導費

### 事業名 建築物耐震改修設計事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 建築指導課 建築物地震対策推進係 電話番号：058-272-1111 (内 3791)

E-mail：[c11655@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11655@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 3, 336千円 (前年度予算額：1, 978千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,978	0	0	0	0	0	0	0	1,978
要求額	3,336	0	0	0	0	0	0	0	3,336
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

建築物の耐震化は地震対策上重要であるが、その実施にあたり、多数の者が利用する建築物などの特定建築物や耐震診断が義務化された建築物(要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物)は、建物規模やその構造から耐震改修設計費用が高額になるため、公的支援が必要である。

### (2) 事業内容

民間建築物のうち、特定建築物や耐震診断が義務化された建築物の所有者に市町村が当該建築物の耐震改修設計費の補助を行う場合、その一部について県が市町村に助成する。

### (3) 県負担・補助率の考え方

#### ○補助対象限度額

- ・ 1,000 m<sup>2</sup>以下の部分 3,110 円/m<sup>2</sup>
- ・ 1,000 m<sup>2</sup>超え 2,000 m<sup>2</sup>以下の部分 1,330 円/m<sup>2</sup>
- ・ 2,000 m<sup>2</sup>超えの部分 890 円/m<sup>2</sup>

○負担割合

- ・ 特定建築物（国：2/9 県：1/9 市町村：1/9）
- ・ 耐震診断が義務化された建築物（国：1/2 県：1/6 市町村：1/6）

（４）類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	3,336	11件
合計	3,336	

**決定額の考え方**

4 参考事項

（１）各種計画での位置づけ

- 「第2期岐阜県強靱化計画」 住宅・建築物の耐震化・防火対策の推進
- 「岐阜県耐震改修促進計画」 建築物の耐震化を促進する施策

（２）事業主体及びその妥当性

- 事業主体：市町村  
(市町村が実施、国・県が市町村に補助)

## 県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	岐阜県建築物等耐震化促進事業 建築物耐震改修設計事業費補助金						
補助事業者（団体）	市町村 （理由） 市町村は、市町村耐震改修促進計画を策定しており、同計画に基づき実施する耐震化促進事業を県が支援するため。						
補助事業の概要	（目的） 地震発生時における既存建築物等による災害を防止するため、耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化を促進させる。 （内容） 市町村が耐震補強設計を実施する民間建築物の所有者に補助金を交付する場合、市町村に助成する。						
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容） ①要緊急安全確認大規模建築物 要安全確認計画記載建築物 ・補助対象限度額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">1,000 m<sup>2</sup>以下の部分</td> <td style="padding-left: 10px;">3,110 円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">1,000 m<sup>2</sup>を超え2,000 m<sup>2</sup>以下の部分</td> <td style="padding-left: 10px;">1,330 円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">2,000 m<sup>2</sup>を超えの部分</td> <td style="padding-left: 10px;">890 円/m<sup>2</sup></td> </tr> </table> ・負担割合 国：1/2 県：1/6 市町村：1/6 ②特定建築物 緊急輸送道路沿道建築物（努力義務路線沿道） ・補助対象限度額 ①に同じ ・負担割合 国：2/9 県：1/9 市町村：1/9 （理由） 補助対象限度額は耐震診断の単価を参考に決定 負担割合は国制度要綱の補助率を基準とし、地方負担分を県と市町村とで同率として設定	1,000 m <sup>2</sup> 以下の部分	3,110 円/m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup> を超え2,000 m <sup>2</sup> 以下の部分	1,330 円/m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup> を超えの部分	890 円/m <sup>2</sup>
1,000 m <sup>2</sup> 以下の部分	3,110 円/m <sup>2</sup>						
1,000 m <sup>2</sup> を超え2,000 m <sup>2</sup> 以下の部分	1,330 円/m <sup>2</sup>						
2,000 m <sup>2</sup> を超えの部分	890 円/m <sup>2</sup>						
補助効果	耐震改修工事の前段となる耐震改修設計の実施を支援することにより建築物の耐震化を促進させる。						
終期の設定	終期 令和7年度 （理由） 「岐阜県耐震改修促進計画」の計画年度が令和7年度末までとなっているため						

(事業目標)

・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか

県の補助金を活用して耐震改修工事を行った住宅・建築物を累計で 3,200 件に到達させ、住宅・建築物の耐震化を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H17 年度末)	目標 (R7 年度末)	目標 (終期)
① 県補助金を利用して行った耐震改修工事件数 (累計) (平成 18 年度からの累計)	0	3,200 件	—
② —	—	—	—

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	377 千円	959 千円	5,173 千円	(予算額) 1,978 千円	(要求額) 3,336 千円
指標①目標	—	—	—	—	3,200
指標①実績	1,928	2,034	2,122	(推計値) 2,210	(推計値) 2,414
指標①達成率	—	—	—	—	(推計値) 75.4%

(前年度の成果)

特定建築物等の耐震改修設計費用については、建物規模やその構造から高額となることから、公的支援により耐震化の促進に寄与している。

【各年度の実績件数】 H29 : 2 件、H30 : 3 件、R1 : 7 件

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項

民間建築物の耐震改修工事の実施率は、まだ低い状況であり、効果的な普及啓発が必要である。特に令和元年度に報告期限を迎えた耐震診断義務化建築物の耐震化に向けた取組みが必要である。

(事業の評価)

・ 事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) ○ : 必要性が高い      △ : 必要性が低い	
(評価) ○	建築物の耐震化は喫緊の課題であり、耐震化促進のためには補助制度が必要である。
・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) ○ : 概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △ : まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) △	制度創設 (平成29年度) 以降、一定の実績はあるが、建物所有者等に対する働きかけを強化し、更なる利用を図る必要がある。
・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) ○ : 効率化は図られている      △ : 向上の余地がある	
(評価) ○	直接事業を行っている市町村への助成事業であり、効率化は図られている。

(事業の見直し検討)

<p>多数の者が利用する建築物の耐震化率が低い状況にあるため、耐震診断から耐震改修工事への支援として耐震改修設計費補助の事業実施が必要。</p> <p>また、耐震診断義務化建築物については、令和元年度に報告期限を迎えた建築物が多くあり、これらの耐震化促進に向けた継続的な取り組みが必要である。</p>
--

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

<p><b>継続</b>・削減・統合・廃止</p> <p>(理由)</p> <p>令和2年度末に終期を迎える岐阜県耐震改修促進計画(第2期)において、目標である特定建築物の耐震化率95%が未達となる見込みであり、引き続き令和3年度からの同計画(第3期)に基づいて、住宅・建築物の耐震化を促進する必要があるため。</p>
---